

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について

所管課等名 民生局健康部保健所企画課（防疫企画担当）

1 事務の説明

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を実施するにあたり、接種券の発行、接種記録の管理等を行います。

2 事務の中で取り扱う特定個人情報ファイル

予防接種台帳ファイル

3 特定個人情報ファイルを利用して行う事務

- ①住民基本台帳データをもとに予防接種管理システムにより予防接種台帳を作成します。
- ②接種券を発行し、発送します。
- ③ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行います。
- ④予防接種の実施後に、接種記録等を予防接種管理システムに登録した上で、そのデータをワクチン接種記録システム（VRS）に連携させます。
- ⑤ワクチン接種記録システム（VRS）により接種記録の管理、他市区町村への接種記録の照会・提供を行います。
- ⑥予防接種管理システムにより、転入者、紛失者等への接種券の追加交付、再交付等を行います。
- ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行います。

4 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

この保護評価書の中で最も重要な部分である特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について、特定個人情報ファイルの目的外の利用や漏えい、委託先における不適切管理のリスク及びその対策について明らかにしています。

（1） 特定個人情報の入手におけるリスク対策

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務において、マイナンバーは住民基本台帳から入手するため、接種時や接種証明書申請時に、市民等からマイナンバーの提供を受けることは原則としてありません。提供を受ける場合には、本人同意及び本人確認を厳守します。

(2) 特定個人情報の使用におけるリスク対策

予防接種管理システムにおいては、利用する必要がある職員を限定したうえで、ユーザ ID による識別並びにパスワード及び生体情報による認証を行います。この際、ユーザごとに利用可能な機能を制限することで、不正利用ができない仕組みとなっています。

ワクチン接種記録システム（VRS）においても、ユーザ ID 及びパスワードによるログイン認証を行います。接種会場等ではマイナンバーにアクセスできないように制御しています。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるリスク対策

市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託します。特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限、取扱いの記録、提供ルール、消去ルール等を規定しています。

(4) 特定個人情報の提供・移転におけるリスク対策

特定個人情報の提供は、転入者について転出元市区町村での接種記録を入手するために、ワクチン接種記録システム（VRS）を通して転出元市区町村提供することに限定しています。

(5) 特定個人情報の保管・消去におけるリスク対策

盗難を防ぐために、特定個人情報を含む記憶媒体は事務室内の施錠ができる場所に保管しています。また、課内にある端末はセキュリティワイヤーを用いて設置しています。

5 その他

意見照会時点では、防疫企画担当課長がワクチン接種事業を、防疫情報システム担当課長がそのシステムを所管していたが、令和4年10月1日の組織改正により、防疫情報システム担当が廃止され、防疫企画担当に統合されたため、評価書記載の所属及び所属長の表記を修正しています。